

当別町総合計画審議会について

審議会設置の根拠

■当別町総合計画審議会条例

（設置）第1条 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置する。

（所掌事務）第2条 町長の諮問に応じ、総合計画の策定に関する事項について調査及び審議を行い、町長に答申する。

（組織）第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

- ・学識経験を有する者
- ・各種関係団体から推薦された者
- ・町長が公募した者
- ・町長が必要と認める者

■地方自治法

（委員会・委員及び附属機関の設置）

第138条の4

- 3 普通地方公共団体は、法律又は条令の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

審議会の任期等

任期：令和8年5月29日から令和9年3月31日まで

会議：5回（予定）

会議の公開

■当別町情報公開条例

（会議の公開）

第18条 実施機関に置く附属機関及びこれに類するものは、その会議を公開する。

ただし、当該会議の審議の内容が許可、許可等の審査、審査請求、紛争処理、試験に関する事務等に係るものであって、会議を公開することが適当でないと認められるときは、この限りではない。